開業医共済協同組合
組合だより

発行者：開業医共済協同組合
〒380-0823 長野県長野市南千歳 1-10-6 東邦ビル 3 階
https://www.kaigyouikumiai.or.jp/
開業医共済 検索
発行日：2025 年 11 月 17 日　第 12 号

組合員への利用分量配当率

”22%”に決定!!

－61 歳で 8 口加入の場合　配当金額:52,800 円－

2025 年 10 月 26 日に第 16 期（2024 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日）の総代会を TKP 東京駅カンファレンスセンター（東京都中央区）で開催しました。

その結果、2024 年度（第 16 期）事業報告・決算報告・剰余金処分案、2025 年度（第 17 期）事業計画案・収支予算案等の全 9 議案が賛成多数で可決されました。このうち第 9 号議案「開業医共済協同組合定款の一部変更の件（地区の追加）」では、当組合事業地区に「鹿児島県」を追加することを決定しました。

第16回通常総代会終わる

第 16 回通常総代会の様子

直近5年間で最高の配当率に！

2024 年度(第 16 期)の利用分量配当率は 22%（配当総額 74,674,733 円）に決定し、直近 5 年間で最高の配当率となりました。

利用分量配当の実施はこれで事業開始から 16 期連続となります。同配当金は当共済をさらに発展させていくため、各組合員の出資金に振り替えてお預かりさせていただいております。(※組合脱退時に全額払い戻しいたします)残高については、年 1 回発行している「出資金及び預り金残高のお知らせをご参照くださいますようお願いいたします。

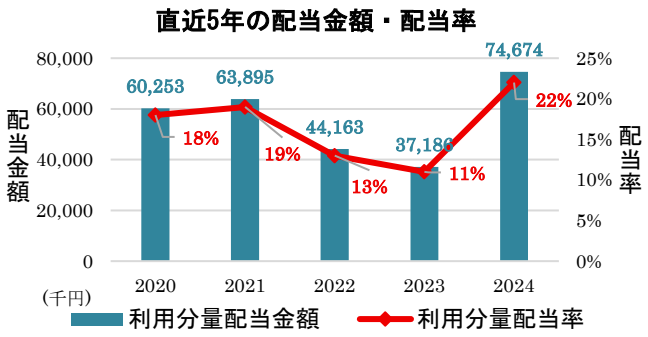

利用分量配当とは…

利用分量配当とは、当期純利益等の剰余金処分を共済契約者が支払った年間掛金額に一定割合を乗じて行う配当金(組合員のみ対象)のことです。

例: 8 口契約・61 歳の場合

年間共済掛金 240,000 円×配当率 22%

＝配当金 52,800 円

鹿児島県 が新たに事業地区に加わりました！

鹿児島県保険医協会からの制度利用申込みにつき、2026 年 8 月 1 日契約始期分から当制度の募集を開始することになりました。今後も協同の輪を拡げる活動を行っていきます。

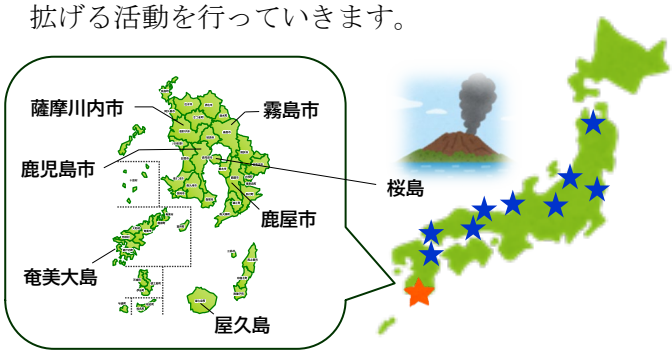

開業医共済協同組合の概況（2024 年度末）

（1）組合員数・出資総額・総資産額

2024 年度末の組合員数は 2,022 名、出資総額は 6 億 1,631 万円（純増 740 万円）、総資産額は 13 億 7,886 万 7,213 円の結果となりました。

【増減表】

区分	2023 年度末	2024 年度末	増減率
組合員数	2,056 名	2,022 名	▲1.65%
出資総額	608,910,000 円	616,310,000 円	1.21%
総資産額	1,334,141,393 円	1,378,867,213 円	3.35%

（2）支払余力比率（ソルベンシー・マージン比率）

2024 年度末の支払余力は、3,219.5%の結果となり、安全性を十分確保しております。

【増減表】

区分	2023 年度末	2024 年度末	増減率
支払余力比率	2996.2%	3219.5%	7.45%

（参考 1）支払余力比率（ソルベンシー・マージン比率）
共済団体が共済契約者のための負債を超えて保有する支払余力のことです。支払余力比率（ソルベンシー・マージン比率）が 200%を下回った場合には、その状況に応じて監督当局が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促します。

（参考 2）2024 年度の生保各社の支払余力比率（ソルベンシー・マージン比率）※各社の開示情報に基づく
コープ共済：1,327.1%　日本生命：889.4%　大樹生命：812.7%　富国生命：1,108.0%

開業医共済休業保障制度の概況（2024 年度末）

（1）新規契約高

2024 年度は、契約件数 72 件、契約口数 397 口の方がご契約されました。

【比較表】

区分	2023 年度	2024 年度	前年度比
契約件数	59 件	72 件	122.03%
契約口数	314 口	397 口	126.43%

（2）保有契約高

2024 年度末は、契約件数 2,274 件（純減 8 件（前年度比 99.64%））、契約口数 11,597 口（純減 90 口（前年度比 99.22%））の保有高となっております。

【保有契約高の推移（直近 10 年度）】

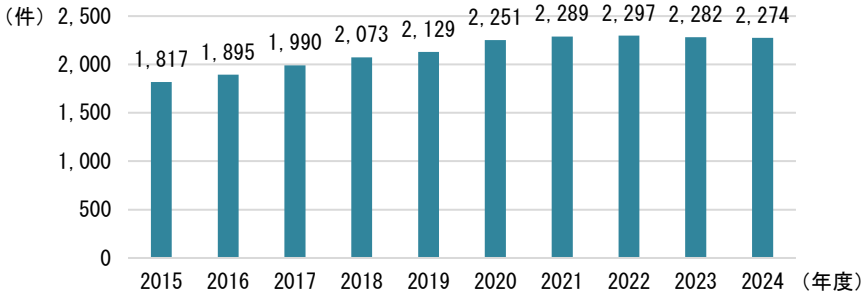

開業医休業保障制度の共済金支払状況（直近 5 年）

2024 年度（2024 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日）は、傷病給付金 211 件、1 億 3,689 万 4,000 円、弔慰・高度障害給付金 10 件、2,200 万円の合計 221 件、1 億 5,889 万 4,000 円の共済金支払いを行いました。給付額は前年度を上回る結果で、前期と比べて支払件数が 16 件、支払金額が 2,333 万 8,000 円の減少となり、給付率（支払共済金／収入共済掛金）は 45.07%の給付率となりました。

【直近5年の給付率と給付金額】

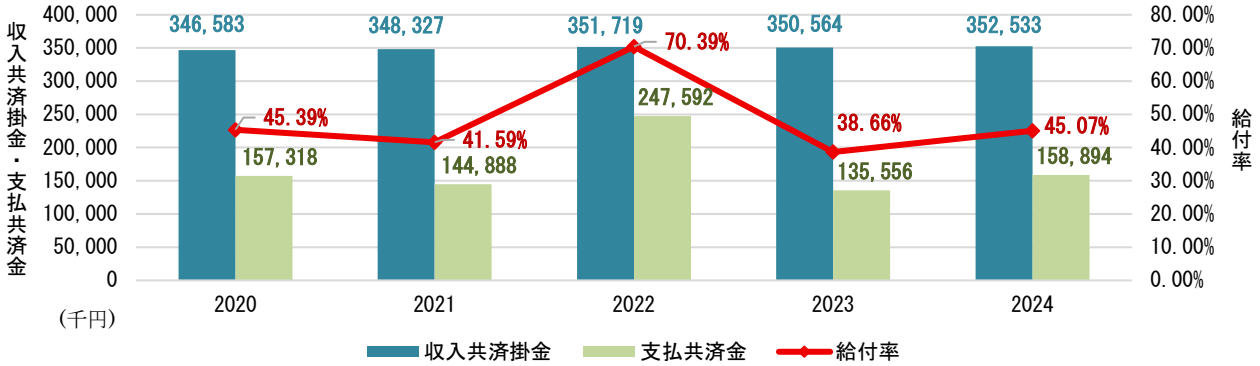

開業医共済協同組合　～共済を通じ、仲間が安心して診療できる環境をつくります～

ご加入者様へ
増口のおすすめ

開業医の３人に１人※が加入する
持病がある方でも一定条件下でご契約可能

※9 つの事業地区（2012 年 8 月以前に事業開始）における保険医協会・保険医会の会員に対して（2025 年 7 月現在）

開業医共済休業保障制度

万が一の休業時の保障は足りていますか？

１ヶ月の医業費用

※2023 年医療経済実態調査（厚生労働省）より作成

医科では月平均 370 万円、歯科では月平均 183 万円の医業費用を要するとの統計があります。

【医科】　※一般診療所（個人）・入院診療収益なし

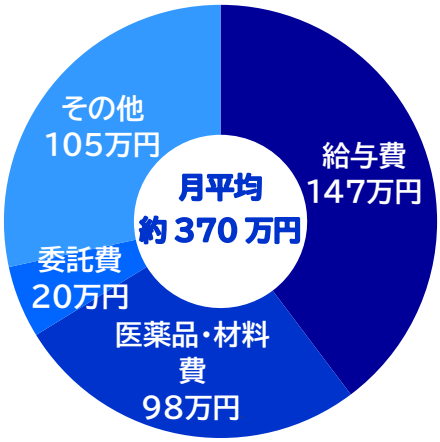

【歯科】　※歯科診療所（個人）

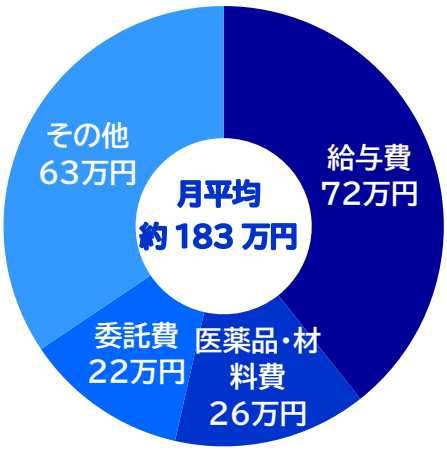

休業発生年齢

※当制度における共済金支払データ（直近 5 年）より作成
※延べ休業件数で集計

休業リスク（休業発生割合）は 50 代から高まり、60 代のピークでは全体の 3 割以上を占めています。

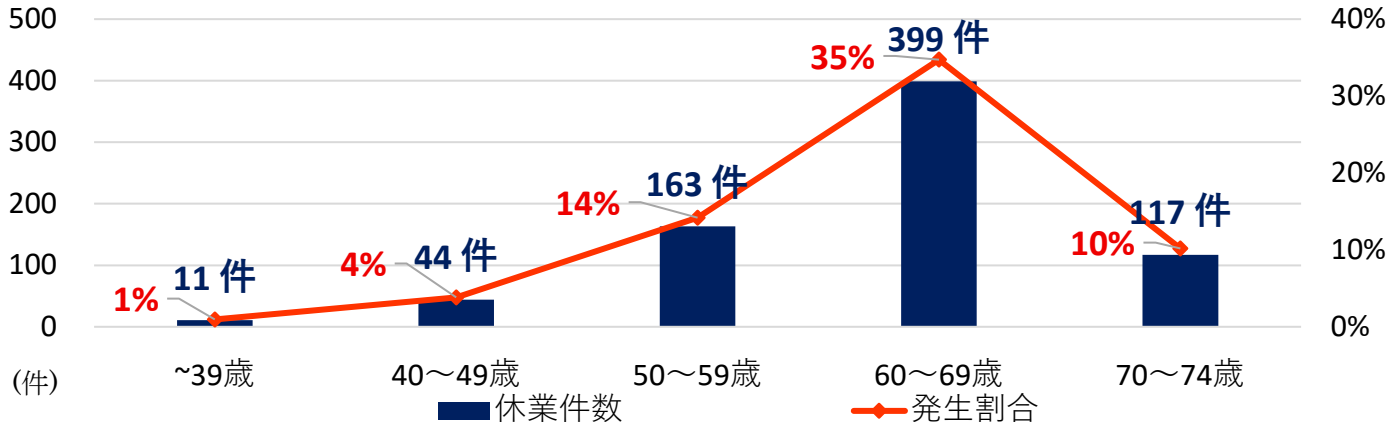

開業医休保 なら… 最大 10 口※1 ご加入でき、

最大 240 万円／月※2 の共済金を受け取れます。

※1 年齢等によって増口できる口数は異なります（10 口でのお申込みは満 59 歳まで、8 口でのお申込みは満 64 歳まで）
※2 10 口契約で入院療養を 30 日した場合の傷病給付金の額

現在ご加入の方が 最大保障額へ増口した場合の 保障額および共済掛金のシミュレーション

現在 59 歳で 8口加入の方が 10口へ増口すると…

※満 65 歳到達後の 8 月 1 日に 5 口に減口となります。

入院療養で休業したとき

保障額
※1 か月(30 日)休業した場合で計算

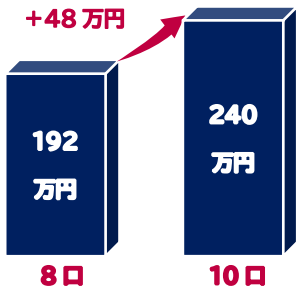

自宅療養で休業したとき

保障額
※1 か月(30 日)休業した場合で計算
※5日目からお支払い

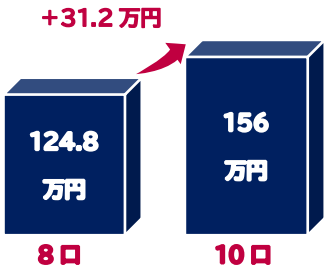

死亡 または 高度障害に該当したとき

保障額

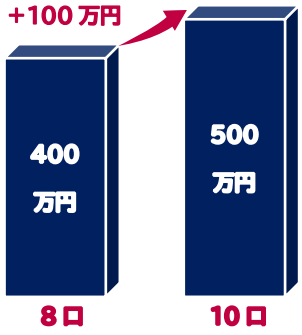

共済掛金

17,600 円（月払い）	8 口
↓	
22,000 円（月払い）	10 口

保障は欲しいけどなるべく経費は増やしたくない…

まずは所在地の共済代理店にご相談ください

お問い合わせはこちらから

契約中の保障内容を忘れてしまった…

共済代理店一覧

青森県	［代理店名］青森県保険医協同組合・青森県保険医協会 ［所 在 地］〒030-0823 青森市橋本三丁目 15-5 ［TEL/FAX］TEL：017-763-5820 FAX：017-763-5821	鳥取県	［代理店名］鳥取県保険医協同組合・鳥取県保険医協会 ［所 在 地］〒683-0853 米子市両三柳 877-1 鳥取県保険医会館 ［TEL/FAX］TEL：0859-24-3064 FAX：0859-24-3066
福島県	［代理店名］福島県保険医協同組合・福島県保険医協会 ［所 在 地］〒960-8252 福島市御山字中屋敷 96 ［TEL/FAX］TEL：024-531-3848 FAX：024-531-3847	岡山県	［代理店名］岡山県保険医協同組合・岡山県保険医協会 ［所 在 地］〒703-8266 岡山市中区湊 487-1 ［TEL/FAX］TEL：086-274-9131 FAX：086-274-8223
新潟県	［代理店名］新潟県保険医協同組合・新潟県保険医会 ［所 在 地］〒950-0865 新潟市中央区本馬越 2-17-5 ［TEL/FAX］TEL：025-245-6171 FAX：025-245-6172	山口県	［代理店名］山口県保険医協同組合 ［所 在 地］〒754-0026 山口市小郡栄町 1-2 山口県保険医会館 ［TEL/FAX］TEL：083-972-2250 FAX：083-974-5771
福井県	［代理店名］福井県保険医協同組合・福井県保険医協会 ［所 在 地］〒910-0859 福井市日之出 1 丁目 7-5 KIMURA ビル 4 階 ［TEL/FAX］TEL：0776-29-2818 FAX：0776-21-1649	大分県	［代理店名］大分県保険医協同組合・大分県保険医協会 ［所 在 地］〒870-0951 大分市大字下郡 1602-1 大分県保険医会館 ［TEL/FAX］TEL：097-568-0047 FAX：097-568-0073
長野県	［代理店名］長野県保険医協同組合・長野県保険医協会 ［所 在 地］〒380-0928 長野市若里 1-5-26 長野県保険医会館 ［TEL/FAX］TEL：026-223-0345 FAX：026-223-0333		

増口申込みにあたって、ご留意いただきたい事項はこちら

［ 引受共済団体 ］

開業医共済協同組合

～共済を通じ、仲間が安心して診療できる環境をつくります～

〒380-0823
長野県長野市南千歳1丁目10-6
東邦ビル3階
電話:026-217-6600（平日9:00～17:30）
メール:info@kaigyouikumiai.or.jp

HP:https://www.kaigyouikumiai.or.jp/

開業医共済 検索

2025.11

２０２４年度　決算書要約

貸 借 対 照 表

2025 年 7 月 31 日　　単位：千円

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
1. 現金及び預金	1,292,994	1. 共済契約準備金	261,697
2. 有形固定資産	2,134	2. その他負債	29,750
3. 無形固定資産	7,935	3. 引当金	8,505
4. そ の 他 資 産	33,060	負債合計	299,953
5. 繰延税金資産	42,742	（純資産の部）	
		1. 出資金	616,310
		2. 利益剰余金	462,603
		純資産合計	1,078,913
資産合計	1,378,867	負債及び純資産合計	1,378,867

損　益　計　算　書

2024 年 8 月 1 日より 2025 年 7 月 31 日まで

科　目	金　額
Ⅰ　経常収益	
1. 共済引受収益	
(1)収入共済掛金	352,533
(2)支払準備金戻入額	77,926
(3)普通責任準備金戻入額	143,740
2. 教育情報費用繰越金戻入	2,900
3. 資産運用収益	15
4. その他経常収益	23
経常収益合計	577,139
Ⅱ　経常費用	
1. 共済引受費用	
(1)支払共済金	158,894
(2)代理店手数料	30,615
(3)支払準備金繰入額	79,260
(4)普通責任準備金繰入額	108,918
(5)異常危険準備金繰入額	751
2. 事業費	13,119
3. 一般管理費	51,017
経常費用合計	442,577
経常利益合計	134,561
Ⅲ　特別損失	43
税引前当期純利益	134,518
法人税等合計額	15,601
当期純利益	118,916

剰 余 金 処 分 計 算 書

2025 年 10 月 26 日

Ⅰ　当期末処分剰余金	
1. 当期純利益金額	118,916
2. 前期繰越剰余金	186
	119,103
Ⅱ　剰余金処分金額	
1. 利益準備金	23,800
2. 教育情報費用繰越金	6,000
3. 特別積立金	11,900
4. 制度管理積立金	1,200
5. 別途積立金	1,300
6. 利用分量配当金	74,674
	118,874
Ⅲ　次期繰越剰余金	228

諸指標

事業利用分量配当率※1	22%
開業医共済休業保障制度給付率※2	45.07%
ソルベンシー・マージン比率※3	3,219.5%

※1 中小企業等協同組合法第 59 条に基づく配当金（組合員に限る）

※2 給付率＝支払共済金／収入共済掛金

※3 保険会社等の財務健全性を示す指標で、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力をどれだけ有しているかを意味します。行政監督上は、200%を下回ると監督当局によって、早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

― 組合からのお知らせ ―

当組合ホームページのご案内

当組合ホームページでは、最新の**「約款」、「定款」、「パンフレット」**をPDF形式で閲覧、ダウンロードすることができます。記載の内容は、制度改正等により変更することがあります。
なお、当組合では、共済契約者の皆様に各資料を紙媒体で新規契約時にお渡ししておりますが、その後の年１回（毎年８月１日）の契約更新時には、環境問題に配慮した紙の使用削減による省資源化推進のため、当組合ホームページにおいての表示に代えさせていただいております。何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

≪ ホームページはこちらからご参照ください ≫

https://www.kaigyouikumiai.or.jp/ 開業医共済 検索

請求漏れはございませんか？

共済金を請求する権利は、支払事由発生の時から**「3年間」**を過ぎると、権利がなくなります。ご休業された場合は、所属する地区の取扱代理店に早めのご連絡をお願いいたします。
なお、共済金の請求の際には、当組合所定の「診断書」などいただく書類がありますが、これらの書類の取得費用は原則、ご請求者様の負担となります。
ただし、診断書を提出していただいたにも関わらず、共済金の支払対象とならなかったご請求者様には、当組合所定の診断書取得費用相当額をお支払いします。

諸変更の届出のお願い

次の場合には、組合への届出が必要となりますので、所属する地区の取扱代理店までご連絡ください。

(1) 氏名及び名称、住所、開業・勤務の別、就業先を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止、若しくは廃止したとき

(3) 診療（勤務）空白期間が生じるとき

■診療（勤務）空白期間とは…

診療所移転、診療所の改装、閉院、転勤および解雇（勤務医療機関の倒産等を含みます。）、産前および産後休暇、育児休業、介護休暇、長期欠勤、長期研修、留学、非常勤の勤務医への移行、大学院への入学により、正常に就業しない期間をいい、この期間は保障の対象外となります。

(4) 組合員資格に関する事項に変更があったとき

お問い合わせ（取扱代理店一覧）

■取扱代理店

青森県保険医協同組合（TEL：017-763-5820）
新潟県保険医協同組合（TEL：025-245-6171）
長野県保険医協同組合（TEL：026-223-0345）
岡山県保険医協同組合（TEL：086-274-9131）
大分県保険医協同組合（TEL：097-568-0047）
福島県保険医協同組合（TEL：024-531-3848）
福井県保険医協同組合（TEL：0776-29-2818）
鳥取県保険医協同組合（TEL：0859-24-3064）
山口県保険医協同組合（TEL：083-972-2250）